

令和6年2月6日
保健福祉政策部
高齢福祉部
障害福祉部
世田谷保健所

区における新型コロナウイルス感染症の取組みについて

1 主旨

令和5年12月6日付文書「新型コロナウイルス感染症に対する区の対応について」によりお知らせしたとおり、新型コロナウイルス感染症に関連した区の令和6年度の取組方針について、改めて報告する。

2 内容

別紙「新型コロナウイルス感染症に関連した区の令和6年度の取組方針」のとおり。

新型コロナウイルス感染症に関連した区の令和6年度の取組方針

NO	事業名	事業概要	方針
1	社会的検査（行政検査）	<ul style="list-style-type: none"> ・区内介護事業所等の社会福祉施設を対象に早期に感染者を発見し、重症化防止やクラスター発生の抑止を目的とした検査（随時検査）を実施 ・医師の診断が伴う検査で無症状者を対象 ・令和5年10月以降は休止・待機 	廃止
2	社会的検査（抗原定性検査）	<ul style="list-style-type: none"> ・区内介護事業所等を対象に、一定以上のウイルス量を有する方を早期に発見することでクラスター発生抑止、重症化防止を図ることを目的として実施 ・医師の診断が伴わない検査で無症状者および軽い倦怠感やのどの痛みなど、体調が気になる場合が対象 	廃止
3	世田谷区新型コロナウイルス感染症相談センター	一般的な新型コロナウイルス感染症に関する相談対応、療養期間終了後も何らかの症状が残っている方の相談対応を実施（外部委託）。令和6年4月以降は、感染症対策課で相談を受ける。	廃止
4	新型コロナワクチン接種（新型コロナワクチンは、予防接種法に基づき実施しているため、5類になったことによる接種体制への大きな影響はない。）	<p>特例臨時接種（～令和6年3月31日まで）</p> <p>新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症者を減らすことを目的に、区民が迅速かつ安全にワクチン接種を受けられる体制を整備する。</p>	廃止
5	新型コロナワクチン接種	<p>定期接種（令和6年度以降）</p> <p>個人の重症化予防により重症者を減らすことを目的に、新型コロナウイルス感染症を予防接種法上のB類疾病に位置づけ、定期接種として実施する。法に基づき、希望する区民が安全にワクチン接種を受けられる体制を整備する。</p>	新規
6	感染症アドバイザー派遣	希望する社会福祉施設等に対し、感染管理認定看護師のアドバイザーが現地訪問、電話、メール等で新型コロナウイルス感染症に関する感染症対策及び予防に係る助言等を行うことにより、施設内での感染拡大の防止及び円滑な業務継続を図る。	廃止
7	高齢者・障害者施設等支援事業	高齢者・障害者施設等において、利用者又は職員が新型コロナウイルスの陽性診断を受けた場合又は感染している可能性が高いと認められる場合、施設の運営を継続するために行う消毒その他必要な措置を講じるために、通常の施設運営では生じないかかり増し経費等を、東京都補助金の活用を優先としたうえで区も補助をすることで、感染拡大防止の取組みを支援する。	廃止
8	在宅要介護者の受入体制整備事業（障害分）	介護者が新型コロナウイルス感染症に罹患したこと等により、既存のサービス等の介護を受けることができず在宅での日常生活の継続が困難となる要介護の障害者で、PCR検査の結果陰性と判明された濃厚接触者について、家族が療養から復帰し介護が可能な状況になるまでの間、自宅等で個別支援が必要な場合に、ヘルパー事業所からホームヘルパーの派遣を行う。	廃止
9	在宅要介護高齢者の受入体制整備事業	介護者が新型コロナウイルス感染症に罹患したこと等により、既存のサービス等の介護を受けることができず在宅での日常生活の継続が困難となる要介護の高齢者で、PCR検査の結果陰性と判明された濃厚接触者について、家族が療養から復帰し介護が可能な状況になるまでの間、自宅等で個別支援が必要な場合に、ヘルパー事業所からホームヘルパーの派遣を行う。	廃止
10	子ども関連施設等支援事業	地域子ども・子育て支援事業を行う事業所、保育施設等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の支援として、感染者や濃厚接触者が発生した場合に、各事業所が感染症対策を徹底しながら、事業を継続的に実施していくために必要な経費について補助を行う。	廃止